

青森県告示第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部都市計画課、藤崎町建設課、大鰐町建設課及び田舎館村建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、七戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市

計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び黒石市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域及び大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

平成二十二年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成二十二年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 建物共済事業

分担金その他収入 二、五三八、五二九、二七一 円

災害共済金、経費その他支出 一、九一七、八七三、三三〇 円

正味財産 四、四八九、二一八、六〇九 円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入 一、〇八三、六八四、九九七 円

災害共済金、経費その他支出 七三九、五七一、四四四 円

正味財産 四一六、七〇五、七一八 円

平成二十二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十二年度の県外産業廃棄物の搬

入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 三百八十一件
 - 2 協議内容の変更の協議 五十二件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	三、五一一トン
汚泥	一三、五五一一トン
廃油	六二〇トン
廃酸	二、六九 一トン
廃アルカリ	四、三六二トン
廃プラスチック類	八、八九トン
紙くず	一 一トン
木くず	五七二トン
繊維くず	一 一トン
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	六 一トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	三三・八トン
金属くず	三四トン

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。）及び陶磁器くず	一、一八トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	五、三 一トン
動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	五、三五トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	一四四、七二九トン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条第十三号に規定する産業廃棄物	五 一トン
廃石綿等	二 一トン
燃え殻及びばいじんの混合物	二七、三三三三トン
汚泥及び廃油の混合物	一、一七六トン
汚泥、廃油及び木くずの混合物	二 一三三トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一 二五五トン
汚泥及び金属くずの混合物	二 一トン
汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一 一 一トン
廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	一 一 一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	三 八二二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二 五、四四四四トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	五 六三三トン
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	七、一 六トン

廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三三二トン
廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一一、三七七トン
廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一一三トン
金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一 トン
合 計	二七三、六一九トン

三 協定の締結の件数

三百八十一件

四 環境保全協力金の額

二千四十一万六千四百円（東日本大震災の被災者二十四者からの七十二万八千四百円を免除後の額）

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	J A三井リース株式会社 東京都中央区日本橋一丁目四の二 代表取締役 陶浪隆生	変更後	J A三井リース株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇の二 代表取締役 安田義則	変更年月日	平成三・七二 （住所） 平成三・六二四 （代表者の氏名）
変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の二 代表取締役 三浦紘一	変更後	変更なし	変更年月日	

変更前

変更後

変更年月日

四 届出年月日

平成二十三年八月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十三年八月三十一日から同年十二月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十二月三十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、むつ都市計画区域及び大畑都市計画区域を次のとおり変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画区域の名称

むつ都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

なし

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭